

条 例

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十六号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）において使用する用語の例による。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三条 法第三十二条に規定する条例で定める特定盛土等の規模は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの
 - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの
- 2 法第三十二条に規定する条例で定める土石の堆積の規模は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが二メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。